

### 木造住宅の耐震診断・耐震改修補助

昭和56年5月以前に建築された、市内の木造住宅の耐震診断と耐震改修について、その費用の一部を補助します。今年度から補助限度額を増額しました。この機会に住宅の耐震化をご検討ください。

**補助対象** 所有者がみずから居住する戸建て木造住宅(軸組工法2階建て以下)

**補助率** 経費の2分の1以内

**限度額** 耐震診断…上限9万円▷耐震改修…上限100万円

※耐震改修を行うと、状況に応じて所得税の特別控除と固定資産税の減額措置を受けることができます。

※補助を受ける場合は、契約前に申請と交付決定が必要となります。必ず契約前にご相談ください。

**相談時に必要な書類**

▷耐震診断…①家屋所在地、所有権、建築確認年月日等を確認できる書類（建築確認申請書など）②平面図

▷耐震改修…①②のほか、診断結果報告書

※詳細は、市ホームページ（記事ID…679、680）をご覧ください。

**問い合わせ** 住宅課住宅政策係

### 空き家の利活用補助と空家バンク

問い合わせ 住宅課住宅政策係

**空家等活用**

**支援事業補助金**

市内の空き家を地域の交流拠点(地域活動や地域住民の交流場所となる拠点)として活用しようとする方に対して、空き家の改修費用の一部を補助します。

**補助対象となる空き家** 次の条件をすべて満たす建築物  
▽居住その他の使用が1年以上なされていないことが常態である建築物  
▽建築基準法、都市計画法等の法令に適合している建築物  
▽耐震性が確保されている建築物  
**補助対象事業** 空き家を地域の交流拠点として活用する方

**補助額** 改修費用の2分の1(上限50万円)

て活用するための改修工事、工事に付帯する備品の購入・設置にかかる費用

**青梅市空家バンク**

空き家の売却をお考えの方は、青梅市空家バンクにご登録ください。どのような空き家でも取り扱いを検討しますので、ご相談ください。詳細は、市ホームページ(記事ID:1420)をご覧ください。

### 結婚支援事業に補助金を交付します

結婚をしていない市民に出会いの場を提供する結婚支援事業に対し、費用の一部を補助します。

**詳細** 市ホームページ(記事ID…2075)参照

**問い合わせ** 秘書広報課交流担当



### 国際交流事業に補助金を交付します

市民または市内の団体が市民の国際意識の高揚、国際交流の普及および推進を目的として実施する活動を援助します。

**詳細** 市ホームページ(記事ID…18316)参照

**問い合わせ** 秘書広報課交流担当

### 行政相談委員に 築地さんが再任、原島さんが新任

4月1日付けで築地 明さん(師岡町)、原島和久さん(今寺)が行政相談委員として総務大臣から委嘱されました。

行政相談委員は、行政と市民のパイプ役として、国や特殊法人の仕事に対する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

毎月第2火曜日の午後1時30分~4時に、定例相談も開設しています。ぜひご利用ください。

**問い合わせ** 市民安全課市民相談係



新任の原島和久さん

### 家を出る時は短時間でも必ず施錠しましょう

必ず施錠しましょう

令和3年 青梅警察署管内 特殊詐欺被害発生状況 4件(令和3年4月11日現在)

☆外出中の空き巣被害にご注意を！  
自宅を空けている間に泥棒に入られてしまう被害が毎年発生しています。空き巣の侵入口で最も多いのが窓ガラスです。

近所で見慣れない人を見かけたら、一声かけるだけでも防犯になります。☆被害に遭わないために以下の実践をして被害を防ぎましょう。  
▽短時間の外出時や就寝時はすべてのドアや窓



に鍵をかける。  
▽窓の上下部分に補助錠を取り付ける。

▽建物の外周にセンサー付きライトやブザー付き防犯カメラを設置する。

▽夜間帯、玄関灯を点灯する。  
**問い合わせ** 青梅警察署 防犯係☎22-0110 内線2612、市民安全課市民安全係



### 消費者相談室から316 不用品回収・処分を頼むときは十分確認しましょう！

不用品回収「トラック1台5万円」のはずが50万円!?

引越しや家の中の不用品整理、終活などの不用品等の回収サービスのニーズが高まる中、トラブルの相対が増加しています。

☆相談事例  
実家の不用品を整理するため、インターネットで検索して「家じゅう丸ごとプラン」というプランを見つけた。メールに処分したいものを書き出し、階段の有無や家の周

りの状況など運び出しに必要な情報を送ったところ、2トントラックで約5万円のプランが提案されたので依頼した。当日不用品をすべてトラックに乗せたところで、業者から約50万円の請求を受けた。事業者の説明を求めると、一定量までは5万円だが、その分量を大きく超えたため計算して約50万円になったと言われた。いままら荷物を下ろせず、カードで支払いを行ったが、高額すぎ

一部返してほしい。請求を受けた、ホーム

### ☆アドバイス

不用品回収サービスを依頼する時、当日提示された料金で支払ってしまった場合や、怪しいと思ったら、すぐに消費者相談室にご相談ください。

※消費者庁・厚生労働省公表資料をもとに作成  
**警察相談専用電話☎#9110**

**消費者相談室☎22-6000(相談専用)**

**相談日時** 月、金曜日

午前10時~正午、午後1時~4時

※毎月第2、4火曜日は午後6時まで受付

※祝日、年末年始を除く

**問い合わせ** 市民安全課 市民相談係